

今夏の政府の節電行動計画 ポイント

資料2-5-1

【基本的な方針】

政府は、「今夏の電力需給対策について」（平成24年5月18日 電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議決定）において定められた各地域の節電目標*に基づき率先して節電対策に取り組む。

* 関西電力管内は15%以上、九州電力管内は10%以上、北海道電力・四国電力管内は7%以上、中部電力・北陸電力・中国電力管内は5%以上の節電に取り組むとともに、東京電力・東北電力管内においては、定着した節電分（東京電力管内：約10%、東北電力管内：約3%）の確実な実現に向けて取り組む。

【行動計画】

（1）節電に係る具体的取組

①全府省共通取組事項

- ア. 空調に係る節電 : 冷房中の室温を原則28度とすることの徹底 等
- イ. 照明に係る節電 : 必要最低基準としての照度を確保した照明の大幅削減 等
- ウ. OA機器、その他の機器に係る節電 : 待機電力の削減 等
- エ. 共通部分に係る節電 : 暖房便座、温水洗浄便座の停止 等
- オ. 電力使用状況の職員への周知 : 電力使用状況「見える化」の推進 等

②ワークスタイルの変革につながる取組

- ・ 超過勤務の一層の縮減 等

③大規模サーバ等消費電力の大きな機器の扱いの検討

- ・ 各サーバの稼働必要性の再確認 等

④節電に資する設備の設置等に係る検討

- ・ 既存の自家発電設備の活用 等

（2）節電の確実な実施のための取組

- ・ 各々の府省において節電担当責任者を設置 等

（3）独立行政法人、公益法人、地方公共団体への取組の波及

- ・ 独立行政法人、公益法人への節電取組の要請、地方公共団体への節電取組の奨励 等